

# 大阪府職員の給与について

大阪府総務部人事局企画厚生課 企画調整グループ

《 詳細は大阪府ホームページに掲載しています。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kikakukosei/jinjigyosei/index.html> 》

平成 25 年 10 月 17 日に大阪府人事委員会より地方公務員法（以下「地公法」という。）に基づく「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）がなされました。今回は、地方公務員の給与の仕組みと大阪府職員の給与等について紹介します。

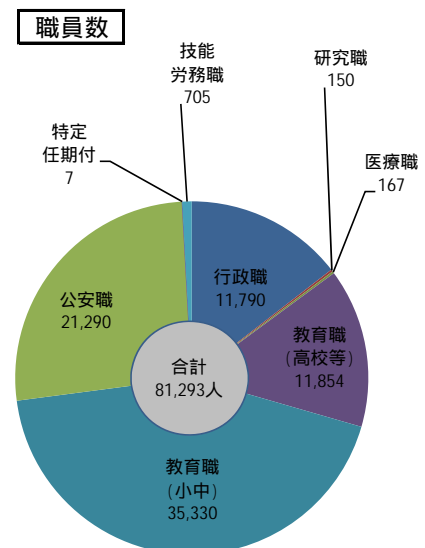
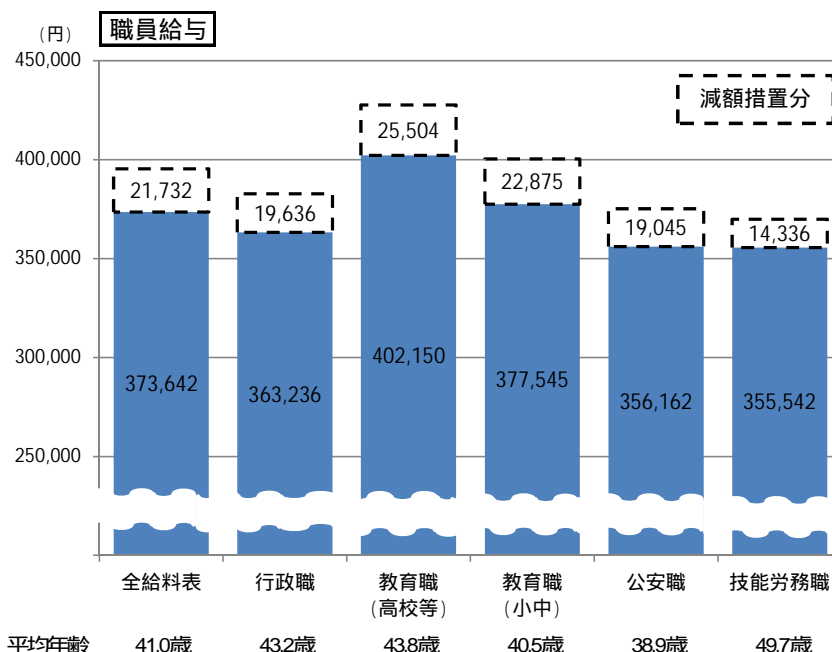
## 1 地方公務員の給与

地方公務員の給与は、地公法を根本基準として、各地方公共団体の条例に基づいて定められており、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づいて決められる給料（いわゆる基本給）と、これを補完する諸手当から構成されています。

一般職（非現業）の地方公務員は労働基本権が制約されているため、その代償措置として人事委員会勧告制度が設けられており、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、国の勧告の取扱いに関する閣議決定等の動向も勘案しながら、具体的な給与改定方針が決定されることとなります。

また、人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の人事委員会勧告等を勘案して、具体的な給与改定方針が決定されることとなり、いずれの場合でも、議会の議決により、給与条例を改正することとなります。

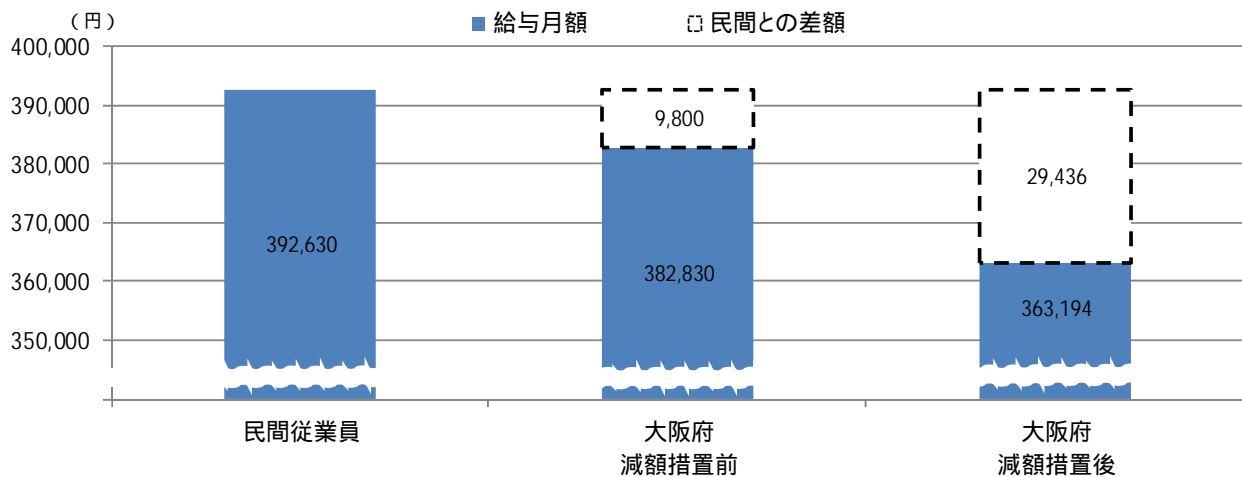
## 2 大阪府の職員数と給料表別平均給与（平成 25 年 4 月 1 日現在）



給与額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、教職調整額の合計額  
 給料には、給料の調整額、教職調整額を含みます。  
 給料表は他に、研究職給料表、医療職給料、特定任期付職員給料表があります。  
 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告の資料(P1、P3)よりデータを引用

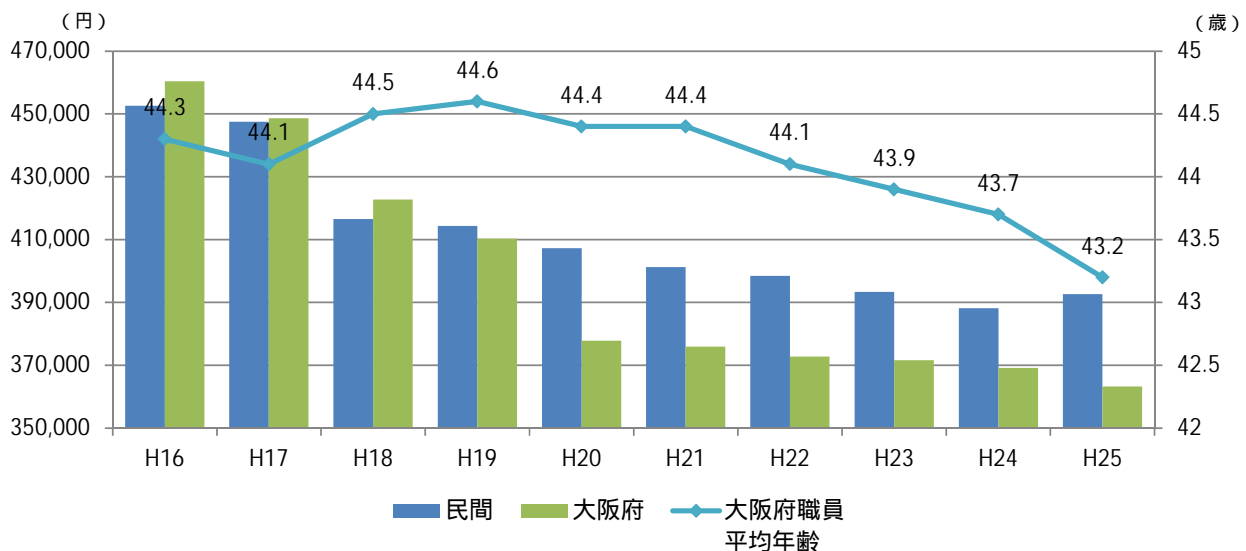
### 3 大阪府職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）

平成 25 年度の比較



- この表の大阪府のグラフとは、行政職給料表の適用を受ける者をいう。(平均年齢43.2歳、平均在職年数20.6年)
- この表の民間従業員とは、大阪府職員の職務に相当する職務(事務・技術関係職種)に従事するものをいう。このグラフは平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告の資料(P72)よりデータを引用  
比較にあたっては、大阪府職員・民間従業員ともに平成25年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### 過去 10 年間の給与比較



注) 大阪府では、平成20年8月より給料減額措置を導入しており、平成23年度から平成25年度は3%～14%の給料の減額を実施しています。  
平成26年度は0.7%～3.1%の給料の減額を実施します。

### 4 参考データ

平成 25 年の大阪府の人事委員会勧告や行政職をはじめ医療職、教育職、公安職等の給与、その他勤務条件等は大阪府のホームページ(下記リンク先)にて公表しています。また、各都道府県及び全国の市町村の給与データについても、総務省のホームページに公表されています。

#### 職員の給与等に関する報告及び勧告（大阪府の人事委員会勧告）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji-i\\_kyuyo/kankoku/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji-i_kyuyo/kankoku/index.html)

#### 人事行政の運営等の状況（大阪府の職員数、給与、勤務条件、服務等の状況）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikakukosei/jinjigyousei/index.html>

#### 地方公務員の給与・定員に関する統計データ（各都道府県及び全国の市町村の状況）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html)